

1段階 履修番号(9)例題とポイント

<追い越し・行き違い>

<練習問題>

- ① 追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止の標識や標示がある道路であっても、前方の安全が確認できれば追い越しのため右側部分にはみ出してもよい。(ヒント 下記1-④参照)教本 P114
- ② トンネルの中は、車両通行帯の有無に関係なく追い越しが禁止されている。
(ヒント 下記1-③参照 図2参照) 教本 P113
- ③ バスの標示板(標示柱)から 30メートル以内は追い越し禁止である。
(ヒント 下記1-③ポイントを参照) 教本 P112、113
- ④ 踏切、横断歩道、自転車横断帯とその前後 30メートル以内は追い越し禁止である。
(ヒント 下記1-③ポイントを参照) 教本 P113
- ⑤ 追い越しをする時は、最高速度の制限を超えてもよい。(ヒント 下記 図1参照) 教本 P117

1. 追い越し 教本P110~118

① 追い越しと追い抜き

- ・ 進路を**変えて**、進行中の前の車の前方に出ることを**追い越し**。
- ・ 進路を**変えないで**、進行中の前の車の前方に出ることを**追い抜き**。


② 追い越しを禁止する場合 5つ

- ・ 前の車が自動車を追い越そうとしているとき(二重追い越しの禁止)
- ・ **前の車が右折のために右に進路を変えようとしているとき**
- ・ 反対車線に入って追い越しをするときに、対向車の進行を妨げるとき
- ・ 前の車の進行を妨げないと、もとの車線に戻れないとき
- ・ 後ろの車が先に自分の車を追い越そうとしているとき

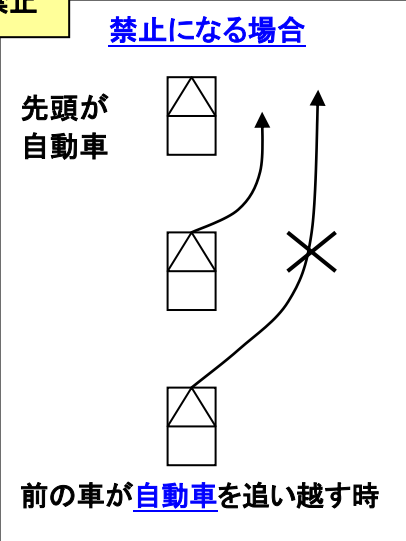
二重追い越しの禁止

追い越し禁止場所でも危険な場合は、追い越しをはじめはいけません。
二重追い越し禁止
禁止になる場合と
ならない場合を正しく
理解しましょう。

ポイント

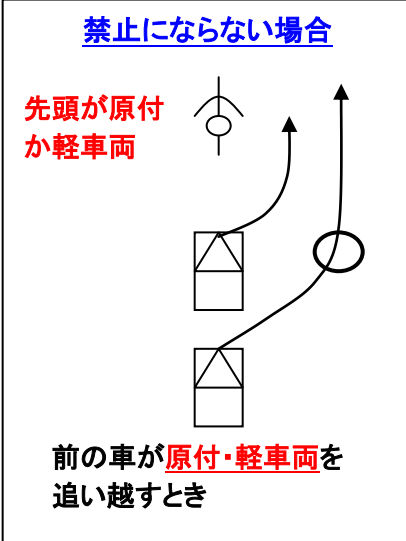


禁止になる場合



先頭が自動車
前の車が**自動車**を追い越す時

禁止にならない場合



先頭が**原付**
か**軽車両**
前の車が**原付・軽車両**を
追い越すとき

原付はダメ 自転車はOK

③ 追い越しを禁止する場所 9つ (追い越すため進路を変えたり、その横を通りすぎることも禁止)

- 重要
- ・ 標識・標示で指定されている場所
 - ・ 道路のまがり角付近(見通しが良くても禁止)
 - ・ 上り坂の**頂上付近**
 - ・ こう配の急な**下り坂**

} 徐行場所

教本P112
P113

トンネルの中に車線が二車線以上ある。(追い越し車線があるという意味)

重要

- トンネル(車両通行帯のあるときは追い越し可能) [図2参照](#)
- 交差点とその手前 30メートル以内
- 踏切とその手前 30メートル以内
- 横断歩道とその手前 30メートル以内(追い抜きも禁止)
- 自転車横断帯とその手前 30メートル以内(追い抜きも禁止)

手前です

重要

前後ではない

重要

バス停の30m以内は追い越し禁止場所ではありません。

- ④ 道路の右側部分へのはみ出し追い越し禁止 教本 P114
- 中央線が黄色の場合や、白の実線(6メートル以上の道路)の場合は右側部分にはみ出して追い越しをしてはいけない。(はみ出さなければ追い越ししても良い)



- ⑤ 追い越しの方法 教本 P115

- 他の車を追い越す場合

重要

<原則> 右側から追い越す

<例外> 前の車が右折のために右側によっているときは左側を通過する。

- 路面電車を追い越す場合 教本 P116

<原則> 左側から追い越す

<例外> 路面電車の軌道が道路の左側にある時は、右側から追い越す。

- 追い越し中は追い越す車との間に安全な間隔を保つ(1メートル以上) 教本 P116

- ⑥ 追い越されるとき注意 教本 P118

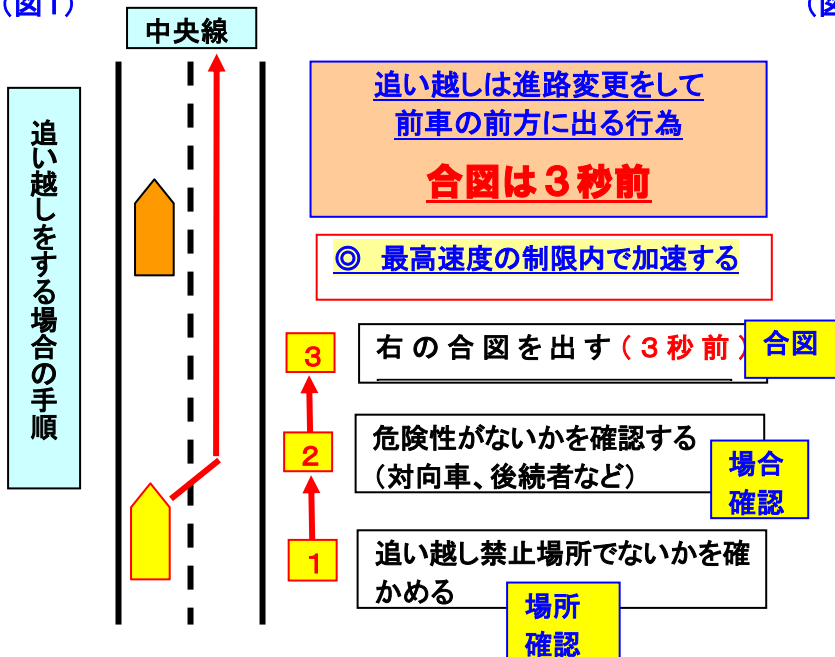
- 追い越しされるまで速度を上げない(加速の禁止)
- 十分な余地がない場合、左による(避譲)

2. 行き違い 教本P120、121

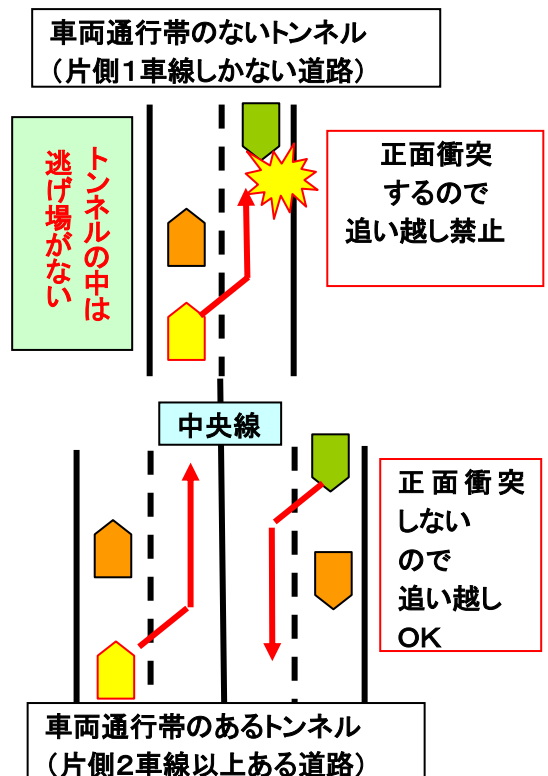
- ① 側方間隔の保持

- 対向車との間に安全な間隔を保つ(1メートル以上)
- 歩行者や自転車との間にも安全な間隔を保つ

(図1)



(図2)



- ② 障害物があるとき

- 障害物があるほうが一時停止か減速

- ③ 坂道での行き違い

- 上り優先 (上りの車でも待避場所があれば、待避場所に入って道をゆずれましょう。)
- 転落の恐れのあるときは、ガケ・谷側が一時停止